

聴覚障害のある児童生徒への学習支援

県総合教育センター特別支援教育部

1 はじめに

障害者差別解消法を受け、各学校では合理的配慮の提供などについて努力を積み重ねてきたことにより、通常学級においても、聴覚障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒とともに安心して学べる環境が整いつつある。今回は、更なる充実に向け、小学校・中学校・高等学校などの通常学級に在籍する、聴覚障害のある児童生徒への学習支援について、考えてみたいと思う。

2 聴覚障害のある児童生徒への学習支援

聴覚障害のある児童生徒の多くは、補聴器などを装用して学校生活を送っている。しかし、聴覚障害がない人と同じように聞き取ることは難しく、授業中に教員やクラスメートが話したことを誤って聞き取っていたり、部分的に聞き取ることにとどまっていたりすることがよくある。したがって、聴覚障害のある児童生徒が在籍する学級では、音声や環境音を伝えるときの工夫や、音声情報だけに頼らず、板書、掲示、ICTなどを活用し、情報を視覚化する工夫をあらゆる場面で考えていく必要がある。

聴覚障害のある児童生徒に対する通常学級での学習支援について、いくつか例を示す。合理的配慮を検討するときにも参考になるのではないと思う。

(1)一斉授業における基本的な支援

一斉授業形態の場合、座席位置は、前から2列目くらいにすると、教員の表情や口元が見やすいだけでなく、周りの様子から状況が判断しやすくなる。

教員は、黒板の方を向いて話さないように注意する。必ず児童生徒の方を向き、はっ

きりした口形で話すようにする。

教科書の問題を解いているとき、実験に取り組んでいるとき、ドッジボールなどをしているときに、教員が説明や指示をする場合は、まず、進行中の取組を一時停止し、教員の方を見るように伝えてから話し始めることが大切である。教室の照明をパチパチさせて（オン・オフを繰り返す）、これから説明が始まるということが分かるようにする工夫もある。

人的、物的資源の問題があるが、支援者が聴覚障害のある児童生徒の隣の席に座り、教員やクラスメートが話したことを、ノートやパソコンを介して通訳する方法は、伝達手段としては確実性が高く、有効である。

(2)グループ活動等における支援

グループ活動等を行う場合は、複数のクラスメートが同時に話してしまうと、聴覚障害のある児童生徒は、友達一人一人が言っていることが分からなくなる。このような場合、司会を決め、指名されてから話すようにするなどの工夫が有効である。

3 おわりに

聴覚障害のある児童生徒は、困っていることがあっても教員や友達に言えずにいることがあるかもしれない。現状にとどまることなく、担任、養護教諭、通級指導教室担当等が連携して児童生徒の様子をよく観察し、本人・保護者との合意形成を図りながら、障害特性等に応じた支援を継続的に行っていきたい。